

議案第 11 号

かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例及びかすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例及びかすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 29 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例及びかすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例

(かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正)

第 1 条 かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例(平成 21 年かすみがうら市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「建設して設置」の次に「又は建物の用途を変更して事務所等として使用」を加え、同条第 8 項を削る。

第 4 条第 3 項を削る。

第5条中「次の各号に掲げる」を「その年の1月1日現在における特例資産及び特定業務資産（以下「特例資産等」という。）に関する」に改め、同条各号を削る。

附則第2条中「令和6年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

（かすみがうら市企業立地促進条例の一部改正）

第2条 かすみがうら市企業立地促進条例（平成21年かすみがうら市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号を次のように改める。

- （4） 設備投資額及び敷地整備等額 企業の立地に必要な土地並びに償却資産の取得に要する経費及び企業の立地に必要な土地並びに構築物の整備に要する経費で規則で定める額をいう。

第2条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

第3条第1項第1号中「設備投資助成金」を「設備投資及び敷地整備等助成金」に改め、同項第3号を削り、同条第2項中「設備投資助成金」を「設備投資及び敷地整備等助成金」に改め、同条第3項に次のただし書を加える。

ただし、新規雇用従業員の数は、助成金の額の決定の日から分割交付する期間において3人を下回らないこととする。

第3条第4項を削る。

第4条第1号を次のように改める。

- （1） 設備投資及び敷地整備等助成金 設備投資額及び敷地整備等額（消費税を除く。）に100分の10を乗じて得た額とし、1億5千万円を限度とする。ただし、本社機能移転の場合は、設備投資額及び敷地整備等額に100分の20を乗じて得た額とし、3億円を限度とする。

第4条第3号を削る。

第5条中「第7号」を「第6号」に改め、同条第3号中「設備投資額」の次に「及び敷地整備等額」を加え、同条第4号中「敷地整備・インフラ整備工事」を「設備投資及び敷地整備等工事」に改め、同条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

附則第2項中「令和6年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行し、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日から適用する。

### (経過措置)

- 2 この条例による改正前のかすみがうら市企業立地促進条例第6条の規定による指定を受けたものについては、なお従前の例による。